

「介護保険(訪問介護)」と「家政婦」併用サービス

介護保険では「対応できない仕事」、「単位数が足りない」などで、お困りの方に
「介護保険」と「家政婦」の併用をご提案します。

1人のヘルパー(家政婦で、ヘルパーの資格を持っている者)が、お客さま宅で「ある時間は家政婦」として、また「ある時間は介護保険のヘルパー」として、働くことは、条件付きで厚生労働省から認められています。
(厚労省 事務連絡 平成17年9月14日)

(例) 8時間勤務：9時～17時勤務の場合

介護保険	家政婦	介護保険	家政婦	介護保険
9:00～10:00	10:00～12:00	12:00～13:00	13:00～16:00	16:00～17:00

介護保険の時間帯

ケアマネジャーのケアプランに基づいた介護サービスの提供

※ 身体介護：排泄、清潔、移動介助等

生活援助：掃除、洗濯、調理等

家政婦の時間帯

お客さまのご希望されるサービスの提供

※ ご利用者様以外の方(ご家族等)の家事、お話し相手、

見守り、外出時の付き添い、介護保険範囲外の一般的な家事等、

介護保険では対応できないサービスのご提供ができます。

◇お客様のご負担分

介護保険部分 … 利用者負担金(収入により1割か2割)

家政婦部分 … 勤務時間から、介護保険の時間を引いた金額

※ 上記(例)の場合は、8時間勤務の賃金から、介護保険利用の3時間
を引いた金額となります。

◇併用利用のメリット

- 一人のヘルパーが、一日を通して責任をもって仕事をさせていただきます。
- 家政婦の賃金が、介護保険利用時間分はかかりませんので、費用負担が軽減されます。
- 家政婦の交通費のご負担がありません。(但し仙台市内)